

笠松町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱

平成22年 9 月 14 日告示第88号

改正 平成27年 2 月 12 日告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、笠松町暴力団排除条例（平成24年笠松町条例第5号）第6条及び笠松町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年8月23日締結。以下「合意書」という。）に基づき、町が発注する工事、製造その他の請負、物件の買入等の契約及び町が交付する補助金からの暴力団を排除し、その適正な履行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置（以下「暴排措置」という。） 第6条から第10条まで及び第14条に規定する措置並びに第12条第4項に規定する入札参加資格停止措置の継続をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

(7) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに町が随意契約の相手方として選定する者をいう。

(8) 発注機関の長 笠松町会計規則（昭和40年笠松町規則第6号）第2条第7号の課等の長のうち、予算の執行及び会計事務を行う権限を有する者をいう。

(9) 補助金、補助事業、補助事業者 笠松町補助金交付規則（昭和50年規則第8号）第2条に定めるところによる。

（暴力団排除措置の対象者）

第3条 暴力団排除措置の対象となる者（以下「暴排措置対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 役員等が暴力団であるなど、暴力団がその経営若しくは実質的に関与している個人又は法人等

(4) 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

(5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用している個人又は法人等

(6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

(7) 役員等がその理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（照会、回答及び排除要請）

第4条 町長は、有資格者等又は補助事業者が暴排措置対象者に該当するか否かについて疑義があるときは、合意書第6条第1項の規定に基づき、岐阜羽島警察署長（以下「署長」という。）に対し、暴力団関係者の該当性について（照会）（様式第1号）により照会するものとする。

2 署長は、前項の照会を受けたときは、合意書第6条第2項の規定に基づき、町長に対し、暴力団関係者の該当性について（回答）（様式第2号）により回答するものとする。

3 前項の場合によるほか、署長において、有資格者等又は補助事業者が暴排措置対象者に該当すると認める事実を確認したときは、合意書第6条第3項の規定に基づき、町長に対し、暴力団関係者に対する排除措置について（通知）（様式第3号）により暴排措置の実施を要請するものとする。

（発注機関からの事案の照会）

第5条 発注機関の長は、有資格者等について、第3条各号に掲げる暴排措置対象者であるか否かについて照会しようとするときは、町長に対し、排除措置対象者の照会について（依頼）（様式第4号）により依頼するものとする。

2 町長は、前項の規定による依頼を受けて行った照会について、署長から、前条第2項の規定による回答があったときは、発注機関の長に対し、排除措置対象者の照会結果について（通知）（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（入札参加資格停止措置）

第6条 町長は、有資格者等（入札参加資格者名簿に登載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下この条及び第12条において同じ。）が暴排措置対象者に該当するときは、暴力団排除に関する措置基準（別表）に掲げる排除措置要件に応じ、それぞれ同表に掲げる資格停止期間について、入札参加資格停止措置を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同体に係る入札参加資格停止措置と同一の入札参加資格停止措置を行うものとする。

3 町長は、前2項の規定により入札参加資格停止措置を行うときは、当該入札参加資格停止措置と同一の入札参加資格停止措置を行うものとする。

4 町長は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、入札参加資格停止措置通知書（様式第6号）により、当該有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称、所在地、資格停止期間及び当該措置の理由を告示するものとする。

5 町長は、前項の通知及び告示をした旨を合意書第6条第4項の規定に基づき、暴排措置の実施について（様式第7号）により、署長に通知するものとする。

6 町長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要が認められるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。

7 入札参加資格停止措置に係る手続は、笠松町競争入札参加資格停止措置要領（平成12年笠松町訓令乙第2号）の定めるところによる。

（一般競争入札からの排除措置）

第7条 町長は、有資格者等が暴排措置対象者に該当するときは、当該有資格者等の入札参加を認めないものとする。

2 町長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に暴排措置対象者に該当することとなったときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（指名競争入札からの排除措置）

第8条 町長は、有資格者等が暴排措置対象者に該当するときは、当該有資格者等を指名しないものとする。

2 町長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が契約の締結までの間に暴排措置対象者に該当することとなったときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（随意契約からの排除措置）

第9条 町長は、有資格者等が暴排措置対象者に該当するときは、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。

（契約解除）

第10条 町長は、契約の相手方である有資格者及び有資格者等である共同企業体の構成員が、暴排措置対象者に該当するときは、当該契約を解除するものとする。

（警察への通知）

第11条 町長は、第7条から第10条までに規定に基づく措置を行ったときは、その旨を暴排措置の実施について（様式第7号）により署長に通知するものとする。

（入札参加資格停止措置の解除等）

第12条 入札参加資格停止措置を受けた有資格者等は、当該措置の理由となった事実について改善したときは、入札参加資格停止措置解除申出書（様式第8号）により入札参加資格措置の解除を町長に申し出ることができるものとする。

2 町長は、前項の申し出があったときは、当該有資格等の改善の状況について、合意書第6条第1項の規定に基づき、署長に対し、暴力団関係者の該当性について

て（照会）（様式第 1 号）により照会するものとする。

- 3 署長は、前項の照会を受けたときは、合意書第 6 条第 2 項の規定に基づき、暴力団関係者の該当性について（回答）（様式第 2 号）により町長に回答するものとする。
- 4 町長は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認めるときは、当該措置に係る資格停止期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について、改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。
- 5 町長は、前項に規定する入札参加資格停止の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、入札参加資格停止措置解除（継続）通知書（様式第 9 号）により当該措置をうけた有資格者等に通知するものとともに、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、その者の商号又は名称、所在地、資格停止期間満了日及び当該措置を解除した理由を告示するものとする。
- 6 町長は、前項の通知及び告示をした旨を入札参加資格停止措置解除（継続）について（様式第 10 号）により署長に通知するものとする。

（委員会の審議）

第 13 条 第 5 条から前条までに規定する措置を行う場合は、笠松町指名業者選定委員会要領（昭和 51 年笠松町訓令乙第 1 号）に定める笠松町指名業者選定委員会の審議を経て行うものとする。

（補助金等の交付からの排除措置）

第 14 条 町長は、補助事業者が暴排措置対象者に該当するときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 補助金の交付の決定を行わないこと。
- （2） 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

- 2 町長は、必要と認めるときは補助金の交付の決定に際し、補助事業者が暴排措置対象者に該当するときは、当該交付の決定を取り消す旨の条件を付するものとする。
- 3 前 2 項に規定する措置に係る手続きは、笠松町補助金交付規則その他関係規定の定めるところによる。
- 4 町長は、第 1 項に規定する措置を講じたときは、合意書第 6 条第 4 項の規定に

基づき、暴排措置の実施について（様式第7号）により署長に通知するものとする。

（不当介入への対応）

第15条 有資格者等は、町が発注した契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、不当介入報告書（様式第11号）により、町長に報告しなければならない。補助事業者が補助事業の遂行に当たって受けたときも同様とする。

2 町長は、前項の報告があったときは、不当介入の報告について（報告）（様式第12号）により署長に通知するとともに、警察と連携して不当介入に対する措置を検討するものとする。

3 有資格者等及び補助事業者は、不当介入に対する措置状況の報告が必要と町長が認めるとき及び不当介入に対する措置が完了したときは、不当介入事案結果（状況）報告書（様式第13号）により、町長に報告しなければならない。

4 町長は、前項の報告があったときは、不当介入事案結果（状況）について（通知）（様式第14号）により署長に報告するものとする。

5 町長は、有資格者等が第1項に規定する不当介入により、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。なお、補助事業者の補助事業の遂行の遅滞等が生じるおそれがあるときも同様とする。

（通知義務違反）

第16条 町長は、署長から不当介入がある旨の通知を受けたときは、有資格者等又は補助事業者に当該通知に係る内容について確認するとともに、故意に前条第1項の報告を怠ったと認めるときは、暴排措置を行うことができる。

（関係機関の連携）

第17条 町長は、この要綱に基づく暴排措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、署長と相互に協力し、連携を図るものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

別表（第 6 条関係）

暴力団排除に関する措置基準

排除措置要件	資格停止期間
第 3 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当するとき。	当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
第 3 条第 4 号から第 8 号までのいずれかに該当するとき。	当該認定をした日から 9 月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで